第十七号様式別表中記載要領20を記載要領21とし、記載要領19を記載要領20とし、記載要領18を記載要領19とし、同表記載要領17中「個人番号を」を「個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を」に改め、「前には」の次に「、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、」を、「付し、」の次に「退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、」を、「（２）個人番号」」の次に「、「（退）個人番号」」を加え、同表記載要領17を同表記載要領18とし、同表記載要領10から記載要領16までを一つずつ繰り下げ、同表記載要領９中「以下９」を「以下10」に改め、同表記載要領９ロ中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同表記載要領９ハ中「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に改め、同表記載要領９を同表記載要領10とし、同表記載要領８の次に次のように加える。

９　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。）又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

第十七号の二様式別表記載要領14中「個人番号」の次に「を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の３の３第１項及び第317条の３の３第１項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨」を、「その旨を」の次に「記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と」を加える。